

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	商工業振興対策補助金（商店街活性化イベント事業・コロナ特別）
補助事業等の 目 標	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域経済を活性化させ、市内商店街の振興を図る。
補助事業等の 対 象 者	市内に所在する事業者等の団体
補助対象経費	会議費及び食料費を除く経費のうち、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に留意しつつ、商店街を活性化させるために実施したイベント（令和2年6月19日以後に実施したものに限る。）の必要経費として市長が認めるもの。ただし、この取扱基準による補助金の交付決定後に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を鑑み、イベントを中止した場合は、その準備経費として市長が必要と認めたものとする。
補助金等の額 及びその算定 方法又は補助率	予算の範囲内で補助対象経費の3/4以内（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、一団体当たり100万円を限度とする。
	【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域経済の活性化を図るため
補助事業等の 評 価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の 開 始 時 期	令和2年8月4日
補助事業等の 終 了 時 期	令和4年3月31日
	【終了時期が3年を超える場合の理由】
情 報 の 公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
そ の 他	この取扱基準において「新型コロナウイルス感染症」とは、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。
提 出 書 類	
	諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
担 当 部 署	諏訪市 経済部 商工課 商業振興係

令和2年8月4日 制定（令和2年8月4日 施行）  
 令和3年2月1日 一部改正（令和3年2月1日 施行）  
 令和3年2月22日 一部改正（令和3年4月1日 施行）